

(案)

番 号
年 月 日

経済産業大臣 宛て

電力・ガス取引監視等委員会委員長

原価算定期間に相当する年数が超過した後に経済産業省が毎年度行う
定期的な評価について (回答)

平成28年12月20日付け20161212資第18号により貴職から当委員会に意見を求められた原価算定期間に相当する年数が超過した後に経済産業省が毎年度行う定期的な評価について、審査を行いました。

審査の結果、当該定期的な評価については、下記の対象事業者に関して、電気事業法等の一部を改正する法律附則に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等(20160325資第12号)第2(7)④に照らし、値下げ認可申請の必要があるとは認められませんでした。

(対象事業者)

- | | |
|--------------------|--------------------|
| ・北海道電力株式会社 | 法人番号 4430001022351 |
| ・東北電力株式会社 | 法人番号 4370001011311 |
| ・東京電力エナジーパートナー株式会社 | 法人番号 8010001166930 |
| ・北陸電力株式会社 | 法人番号 7230001003022 |
| ・関西電力株式会社 | 法人番号 3120001059632 |
| ・中国電力株式会社 | 法人番号 4240001006753 |
| ・四国電力株式会社 | 法人番号 9470001001933 |
| ・九州電力株式会社 | 法人番号 4290001007004 |
| ・沖縄電力株式会社 | 法人番号 3360001008565 |